

平成30年度

震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項

1 目的

- (1) 震災の影響により山形県（以下、「本県」という）内の小学校に転学し中学校に入学、あるいは本県中学校に転学し（以下、「震災による転入生」という）、平成30年度の本県県立高等学校を受検しようとする生徒に対応し、円滑かつ公正な受検に資する。
- (2) 原発事故等の影響により、福島県を中心に、本県県立高等学校へ受検しようとする生徒の増加が見込まれることから、他県から受検を希望する中学生及び本県中学生が安心して受検できる入学者選抜制度に資する。

2 本実施要項において対象となる生徒

本県または本県以外の中学校を卒業見込みの者で以下の項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 震災で罹災した者、または罹災地域に居住しており、地域環境の悪化等により通常の生活を営めず避難に及んだ者
- (2) 福島第一原子力発電所の20キロ圏内に居住しており避難に及んだ者または、その付近に居住しており、原発事故による放射線の影響のため地域環境が悪化し、避難を余儀なくされた者
- (3) 福島県内の居住地から、放射線の影響により避難をした者

3 定員等

- (1) 平成30年度入学者選抜において、震災等の影響による定員の変更はないが、他県からの受検者の増加に対し、以下の配慮を行う。

- ① 震災の影響による受検者が受検する学校にあつては、あらかじめ1学級あたりの上限を45名以内に定め、合格者を認定できるものとする。
- ② 公立高等学校長は中学校長に対して、受検者が震災による避難者であるか確認を求めることができる。

中学校長は、自校の震災による避難者が本県県立高等学校に志願する場合には、その生徒についての証明を別紙により志願先高等学校長あて提出する。

- (2) 志願の制限

① 住民登録

ア 本県県立高等学校を受検しようとする者は、入学までに、本県に住民登録を行うものとする。

イ 本県の中学校を卒業見込みの者については、本県内への住民登録を条件としない。この場合、在籍中学校の所在地を受検者の現住所とみなし、本県の学区制に従い受検できるものとする。

- ② 学区外志願の認定については以下のとおりとする。

ア 本県外からの志願を許可する基準は「一家転住等」である。

イ 震災の影響の場合であっても、保護者と同居をしない転住（本人のみの転居等）については許可しない。ただし、保護者の認定については弾力的に対応するものとする。

- ③ 区域外就学により県内の中学校を卒業見込みの者が本県外公立高等学校に入学志願する場合も、「山形県公立高等学校に志願しない旨の証明願」(別記様式第5号B)を本県教育委員会教育長に1部提出すること。

(3) 推薦入学者選抜

- ① 平成30年3月に本県中学校を卒業見込みの生徒については、推薦入学者選抜の受検資格があるものとし、本県への住民登録を条件としない。
- ② 震災の影響により受検者が増加した場合は、学校で定める推薦による選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。

(4) 一般入学者選抜

- ① 震災の影響による受検者の合否の判断については、一般入学者選抜に係る選抜方法により判断する。
- ② 合格者の認定に当たっては、入学定員を超えて本県受検者の合格者が出ないようにすること。

4 配慮事項

- (1) 入学定員の上限については、3の(1)①により県立高等学校長が判断できるものとするが、合格発表に先立って上限を公にすることはしない。
- (2) 震災による受検者の調査書については、その扱いについて配慮する。
- (3) 面接における質問の内容について配慮する。

5 その他

- (1) 各県立高等学校長は、震災の影響による他県からの受検者の出願及び合格(内定)状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (2) 当実施要項は、平成30年度入選に対応したものであり、平成31年度以降の入学者選抜に当たっては、避難者の推移等を参考のうえ別途対応する。